



秋田県公報

目 次

ページ

秋田海区漁業調整委員会指示

○さけ採捕の制限(一)……………1

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十九年十月五日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

(さけ採捕の制限)

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂 と同市船川港本山 門前の境に設置し た標柱から二二四 度三十分の線以北 の海域	平成十九年十月十 一日から同月十八 日までの連続四日 間及び同年十一月 六日から同月十五 日までの一日間	定置漁業、小型定 置漁業及び固定式 さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂 と同市船川港本山 門前の境に設置し	平成十九年十月十 一日から同月十八 日までの連続四日 間及び同年十一月 六日から同月十五 日までの一日間	定置漁業、建網漁 業、小型定置漁業 及び固定式さし網

た標柱から二二四
度三十分の線以南
の海域

間

漁業

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄